

随意契約理由

令和 6 年(2024 年)7 月 22 日

契約担当課名	社会教育課
発注担当課名	社会教育課
契約名称	令和 6 年度名勝西山氏庭園整備事業 建造物（離れ・待合）及び庭園文化財修復確認業務
契約内容	監理業務委託一式
契約締結日	令和 6 年（2024 年）7 月 22 日
及び契約期間	令和 6 年 7 月 22 日～令和 7 年 3 月 31 日
契約の相手方 （所在地・名称）	株式会社環境事業計画研究所 （京都市上京区多門町 440－6）
契約金額	8, 998, 000 円
随意契約理由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当） 本委託は、「令和 6 年度名勝西山氏庭園整備事業 建造物（離れ・待合）及び庭園文化財修復業務」の円滑かつ正確な施工をはかるために文化財修復監理業務を委託するものです。 当該業務は国指定名勝地内で実施するものであり、文化財建造物及び庭園の調査履歴を把握し、文化財的価値を保全しながら施工することが求められます。 令和 5 年度に設計業務委託を受注した株式会社環境事業計画研究所は、本庭園内の庭園・建造物の設計業務を担ってきたことにより整備内容、及び当該文化財の本質的価値に精通し、施工者に対して設計意図を確実に伝達することが可能です。当該修復の設計業務を行った業者以外の者に監理させると、設計との整合に著しい支障が生じる可能性があります。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、当該文化財修復の設計業務を行った株式会社環境事業計画研究所と随意契約を締結するものです。